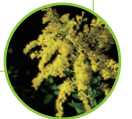


セイタカアワダチソウの拡大を防ぎましょう

● 住環境課 都市・環境係 ☎ 22・3169



所有地などに繁茂する
セイタカアワダチソウを
駆除しましょう

セ イタカアワダチソウは、環境省が要注意外来生物リストに記載している植物です。種子と地下茎の両方で増え、在来の植物とは比べ物にならない旺盛な繁殖力を持っています。春から夏にかけて河原や空き地などに群生し1〜2.5メートル程度の高さに生長します。

根と地下茎からはアレロパシー物質（他の植物の種子発芽や成長を妨げる物質）を出して他の植物が生育することを妨げ、自身は地下茎からどんとどんと芽を出して増えていきます。

したがって、繁殖を始めた場所では日本の在来植物の姿はほとんど見えなくなり、何年もしないうちにセイタカアワダチソウだけが繁茂すると言われています。

拡大を防ぐために、以下の方法により駆除をお願いします。

駆除の方法

- ① 根から抜き取ってください。
- ② 花が咲いても種になる前に刈り取れば、種子飛散による他の場所への拡大を防げます。
- ③ 生長の初期から他の植物の生長を阻害するため、芽生えの時期から駆除をする必要がありますが、年に2回以上刈り取りを行えば、生長や開花・種子飛散を抑制することができます。

※ 要注意外来生物はセイタカアワダチソウの他にも、オオアワダチソウ、ブタクサなど多くの種類がありますので、これらの植物発生がある場合は併せて駆除してください。

セイタカアワダチソウ

河川敷などで見られる大型の多年生草本で、絶滅危惧種を含む在来植物との競合や駆逐の恐れが大きい。高さは1〜2.5メートル、良く肥えた土地では3.5〜4.5メートル程度にもなる。花期は秋で、濃黄色の小さな花を多く付ける。



要注意外来生物などの情報はホームページで検索

環境省 要注意外来生物リスト



離婚・相続・借金・交通事故・土地の境界 etc... ひとりで悩まずお気軽にご相談ください。

受付時間：平日10時～17時（事前予約制）TEL：0967-22-5223

- ・ 一般相談料 30分1100円
- ・ 『多重債務』の相談は無料

阿蘇ひまわり基金法律事務所

地域の法律事務所として設立された公設事務所です。

熊本県弁護士会所属 弁護士 関塚 明子（せきづか あきこ）
〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2005-8-203（阿蘇市商工会一の宮支所となり）



広告

地域の宝「ナンゴウヒ」ブランド化に取り組む会員を募集！

●農政課 畜産林業係 ☎ 22・3274



ブランド化推進
協議会会員募集

阿 蘇南郷檜ブランド化推進協議会（仮称）は、地域の宝「ナンゴウヒ」をブランド材として全国に売り出しながら、将来にわたり育成し続けるための活動を通じ、阿蘇地域の林業の活性化と林業後継者の育成につなげることを目的としています。

今回、この取組みに参加して一緒に活動していただける会員の方を募集します。

●会員対象

① 「ナンゴウヒ」を植えている人
またはこれから植えようとしている人

② 協議会が開催する「枝打ち研修会」に参加するなど、協議会の活動に主体的に参加し、自ら枝打ちなどの手入れを実践してみようと思っている人

③ 森林情報の提供などナンゴウヒの資源調査に協力いただける人

活 動 内 容

主に以下の4つの活動に取り組みます。

①ナンゴウヒのブランド化

寺社仏閣建築、高級木造住宅、公共建築物などの高級建築用材としてナンゴウヒをブランド化します。

また、ナンゴウヒの認知度を高めるため「全国銘木展示大会」へのテスト出品などに取り組みます。

②ナンゴウヒの育林技術の継承

育林技術の継承を図るため、ナンゴウヒ枝打ち技術を持つ指導者のもと、会員を対象に基礎的な枝打ち技術研修会や間伐研修会を開催します。

③資源調査

阿蘇地域を中心に200～300名と見られるナンゴウヒ分の資源量や施業の状況を調査し、ナンゴウヒ資源のデータベースを作成して販売や育林に役立てます。

④森林施業指針の作成

品質の確保を図るため、ナンゴウヒの育林技術を分かり易くまとめたパンフレットなどを作成し、会員に普及します。



ナンゴウヒ（上）と、ナンゴウヒで建てられた建築物（下）

健康で明るい末永い在宅生活を支援します。

循環器内科

高血圧・心不全・不整脈・糖尿病・狭心症・腎臓病等が主な対象です。

人工透析

午前、午後、夜間および入院透析

在宅療養支援診療所

・癌患者を含む在宅患者の訪問診療／訪問看護の24時間支援・訪問リハビリ
・入院機能を生かした在宅支援をします。



医療法人 坂梨ハート会

さかなしハートクリニック

小里249番地の2
TEL 24-6262

広告

軽自動車税の障がい者減免申請（申請期限：5月26日まで）

● 税務課 市民税係 ☎ 22・3148



この障がい者が所有し、使用する軽自動車等について、軽自動車税を減免することにより、障がいを克服し、積極的な社会参加を行うことができるよう税制上配慮を加えたものです。

軽自動車税の減免を希望される場合は、申請に必要な書類をご確認のうえ、5月26日（木）までに申請してください。

● 手続方法

申請に必要な書類を添えて、市役所税務課または各支所市民係の窓口にて申請してください。提出期限後の申請は受理できませんので、お忘れのないようお願いいたします。なお、前年度に減免を受けた方も手続きが必要となります。

また、障がいの種類や等級により、該当とならない場合もあります。

● 減免対象の軽自動車等と申請に必要な書類（○…必要 △…該当する場合に必要）

対 象	身体障がい者などで歩行が困難な方が使用する軽自動車に対して			公益のために使用する軽自動車に対して	身体障がい者などのために使用する軽自動車に対して
	身体障がい者など	生計同一者	常時介護者		
所有者	身体障がい者など			社会福祉法第2条第2項第1号から第5号までに掲げる第1種社会福祉事業を行う社会福祉法人（使用者である場合を含む）	特に問わない
運転者	身体障がい者など	生計同一者	常時介護者	特に問わない	
使用目的	特に問わない	身体障がい者などの通院、通学、通所、生業などのために使われるもの		利用者の移送や利用者の供与物品の輸送に使われるもの	身体障害者などの利用に使われるもの
用途及び構造	自家用			自家用・事業用は問わない	●車椅子の昇降装置、固定装置又は浴槽を装着するなど特別の仕様により製造されたもの ●自家用・事業用は問わない
減免台数	身体障がい者など1人につき、自動車（普通小型）、軽自動車を通じて、いずれか1台に限る			台数制限なし	
申請書	○	○	○	○	○
印鑑	○	○	○	○	○
自動車検査証	○	○	○	○	○
身体障害者手帳（原本）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（原本）	○	○	○	①社会福祉施設設立届出書の写し ②定款（若しくは定款変更認可書）の写し ③自動車運行状況書の写し ④写真（前、後、横、構造変更部分）	写真（前、後、横、構造変更部分）
運転免許証	○	○	○		
生計同一証明書（注1）		○			
常時介護証明書			○		
通院証明書 通学・通所証明書 生業などの証明書		△	△		

（注1） 生計同一世帯証明書 ・ ・ 身体障害者等と日常生活の資を共通している同居の親族（配偶者、血族6親等以内及び姻族3親等以内）でない場合に必要です。